

山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金のお知らせ

男女共同参画推進に向けた取り組みを行う団体を支援します！

期間

応募期間 : 令和3年10月29日(金) ~ 令和4年2月10日(木)まで
対象事業期間 : 交付決定日 ~ 令和4年3月31日(木)まで

5 ジェンダー平等を
実現しよう



対象事業

A 及び **B** に掲げる要件を、いずれも **1つ以上** 満たしている事業。
※従来の活動に必要な工夫や改善を行った新たな取組等であること



A. 次の取組等に該当するか。

- * 子育て支援のための取組等
- * 住民相互で助け合う共助型福祉の取組等
- * 防災又は防犯のための取組等
- * 環境保全のための取組等
- * 地域を美化するための取組等
- * 地域産業の活性化のための取組等
- * 農村・都市交流を図るための取組等
- * 地域スポーツの振興のための取組等
- * 地域文化の振興のための取組等
- * 地域行事の振興のための取組等
- * 心と身体の健康づくりのための取組等
- * 「生命の安全教育」推進のための取組等
- * DV防止、児童虐待防止、性暴力被害の防止のための取組等
- * その他、地域課題の解決に資すると認められる取組等

B. 男女共同参画の推進に係る次の効果が見込めるか。

- * 地域で主導的な役割を担うことができる人材の育成
- * 地域の男女がともに実施する取組等への新たな参画
- * 男女共同参画に関する知識の習得・理解の促進
- * 地域での事業実施団体の組織の充実または事業実施団体相互間の連携

対象経費

- * 報償費(講師等の謝礼)
- * 旅費(講師、団体構成員の交通費)
- * 需用費(消耗品費、チラシ等の印刷製本費)
- * 役務費(ボランティア保険料)
- * 使用料及び賃借料等(会議室使用料)

※()内の記載は一例です。

対象団体

山梨県内に活動拠点があり、定款・会則等が
設けられ、2人以上で構成されている団体

※営利を主たる目的とする団体を除く

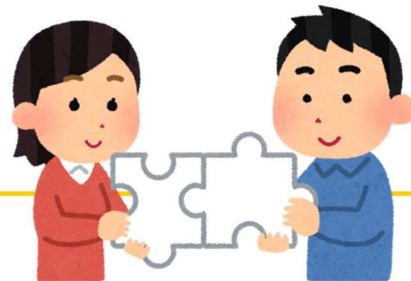
補助額

上限: 1事業あたり **5万円**
1団体あたり **2回** まで

交付までの流れは裏面へ



交付までの流れ



① 補助金申請における必要書類の提出

提出書類チェック一覧

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 交付申請書(様式第1号) | <input type="checkbox"/> 団体目的等についての確認書(様式第1号の4) |
| <input type="checkbox"/> 事業計画書(様式第1号の1) | <input type="checkbox"/> 誓約書(様式第1号の5) |
| <input type="checkbox"/> 事業収支予算書(様式第1号の2) | <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書(様式第2号) |
| <input type="checkbox"/> 団体概要(様式第1号の3) | <input type="checkbox"/> 事業の活動内容がわかる資料 |

② 書類審査及び審査会による補助金交付の決定

補助金の交付決定後に
事業を実施してください。

③ 事業実施後、実績報告における必要書類の提出

提出書類チェック一覧

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 実績報告書(様式第4号) | <input type="checkbox"/> 領収書等内訳一覧表(様式第4号の3) |
| <input type="checkbox"/> 事業報告書(様式第4号の1) | <input type="checkbox"/> 事業の活動実績がわかる資料 |
| <input type="checkbox"/> 事業収支決算書(様式第4号の2) | |

補助金の交付



ご不明な点は、
お気軽にお問い合わせ
合わせください。

書類提出に関する留意事項

- ※1:様式は、山梨県ホームページよりダウンロード可能です。
- ※2:書類の提出は、郵送又は持参にて下記担当までお願いします。

—お問合せ先・提出先—

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県 県民生活部 県民生活総務課 男女共同参画担当
TEL:055-223-1358

※詳細は、山梨県ホームページをご覧ください。

(URL: <https://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/danjo-hojhokin.html>)

